

愛媛県医師会会長 殿

愛媛大学危機対策本部  
本部長 柳澤 康信

### 愛媛大学の新型インフルエンザに関する出席・出勤の自粛期間について

平素より、学生、生徒、職員等の医療並びに健康増進等について大変お世話になっております。

さて、新型インフルエンザに関する対策として、愛媛大学は、附属学校・附属病院並びに関連施設を含めて約1万5千人(学生・生徒約1万2千人、教職員等約3千人)を超える規模があり、また通学・通勤、学内だけでなく他施設へ出かける実習等を含めて松山市近辺だけでなく広範囲に人の移動があることから、学内外への急速な蔓延をなるべく防ぐことを目的として、国などからの通知・連絡に基づき、下記の方針で8月25日から運用しておりますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

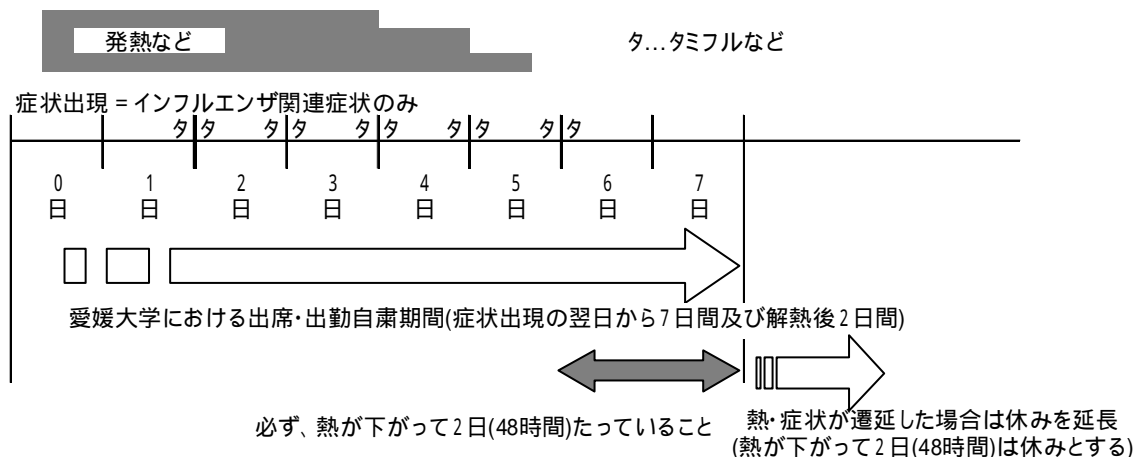
**新型インフルエンザ感染者(疑い及びA型を含む)について、  
発症した翌日から7日間、かつ、解熱後2日間を経過するまで出席・出勤の自粛  
特別な診断書は原則不要(薬の説明の紙、氏名・日付入りのレシート等で代替)**

10月からは、現在授業を行っている附属学校及び一部の学部だけでなく、全体の後期授業が始まり、色々な地区の医療機関を受診することが想定されることから、ご連絡を申し上げます。また、この方針につきましては、医学的な見地以外に、多人数であること及び行動が広範囲に及ぶ事などを加味しており、専門的診断・診療を何ら拘束・阻害するものではありません。

なお、愛媛大学の新型インフルエンザに関する出席・出勤自粛の期間などにつきましては、あらかじめ松山市保健所・松山保健所(キャンパス人口順)に口頭ではありますが、申し伝え済みです。今後については、国・自治体などからの新たな連絡や通知があり次第、見直しの予定です。

<インフルエンザ関連症状と登校・出勤しない期間の概略図>

受診しそうな日(臨床診断、臨床上必用な者にインフルA・B簡易検査)



学校保健安全法では、「診断された日」からの出席停止が一般的に用いられていますが、本方針の運用では、「症状の出現した日」からの登校・出勤の自粛を行っております。なお、家庭内発生など、本人の発症以外の場合については、マスク行動や健康観察を慎重にするも、現時点では登校・出勤の自粛は行っていません。

問い合わせ先  
愛媛大学危機管理室：089-927-9013(総務課)  
愛媛大学総合健康センター：089-927-9193

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抜粋

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

現状では、第二類に準じた取扱い(松山市保健所 H21/9/9 口頭)

学校保健安全法施行規則 出席停止の期間の基準など抜粋

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

第十九条 令第六条第二項 の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。  
イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。

## < 参考資料 > 厚労省からの連絡

厚労省 H21 年 7 月 9 日事務連絡 < 抜粋 >

平成 21 年 6 月 19 日の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」及び平成 21 年 6 月 25 日事務連絡「「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について」に係る医療の確保に関する Q&A

問 4 6 月 2 5 日 付 け 事 務 連 絡 （ 「 医 療 の 確 保 、 検 疫 、 学 校 ・ 保 育 施 設 等 の 臨 時 休 業 の 要 請 等 に 関 する 運 用 指 針 」 の 改 定 に つ い て ） で は 、 「 自 宅 療 養 の 期 間 は 、 発 症 し た 日 の 翌 日 か ら 7 日 を 経 過 す る ま で 又 は 解 熱 し た 日 の 翌 々 日 ま で と す る 。 」 と あ る が 、 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ と 診 断 さ れ て い る 患 者 で あ っ て も 解 熱 後 2 日 を 経 過 す れ ば 、 発 症 し た 翌 日 か ら 7 日 以 内 で あ っ て も 外 出 す る こ と が 認 め ら れ る の か 。

（答）

通常、インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後 2 日を経過すれば、その多くは咳などの症状についても消失していると考えられ、自宅療養を終了することが可能であると考えられる。

ただし、新型インフルエンザについては、発熱等の症状がなくなってからも、しばらく感染力がつづく可能性があることが明らかになっている。よって、新型インフルエンザに感染していると診断されている場合や、周囲で新型インフルエンザが流行している場合には、解熱後 2 日間が経過していたとしても、発症した日の翌日から 7 日を経過するまでは、周囲への感染拡大を抑止するため、できるだけ外出を自粛していただきたい。

なお、重症化する兆候を認めた際には、躊躇せず医療機関又は発熱相談センターに電話で相談することが重要である。

後日、松山市保健所から厚生労働省に聞くと、解熱後 2 日間で良いらしいが心配であれば...と口頭でのみ話があったとのこと(愛大総セ岡田)

厚労省「新型インフルエンザ対策担当課長会議(H21年6月26日)」資料3 < 抜粋 >

### 自宅療養を行う際の留意点

【別添 6】

#### ～感染拡大を防ぐために必要なことなど～

- ・ 自宅療養する期間について
  - 発熱、咳、のどの痛み、鼻水・鼻づまりなどの症状が続いている間はできるだけ外出しないで下さい。
  - 症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は熱が下がった日から2日を経過するまでは、できるだけ自宅に待機して下さい。
  - 症状が始まった日から6日以上症状が続く場合は、熱が下がった日から2日を経過するまでは、できるだけ自宅に待機して下さい。